

R2 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	要望事項	要望事項（文書回答）の回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
1	亀岡地区 東部自治会	亀岡市敬老事業対象者の名簿の加除・訂正等の翌年度名簿への確実な反映	「敬老事業対象者」名簿の加除・訂正及び町ごとの確定等については、次年度の「敬老事業対象者」名簿に確実に反映できるよう、今後は、個人毎に所属自治会名を附記して、各自治会毎の名簿作成をするよう変更しますので御了承願います。	健康福祉部 長	①実施	文書回答のとおりです
2	亀岡地区 東部自治会	亀岡市広報掲示板の改善について	<p>亀岡市掲示板につきましては、基本的に地元自治会や区に管理をお願いしているところではありますが、劣化が激しく掲示面が破損・硬化したものについては市で修繕対応を行っているところ。一部の地域におきましては、掲示面の劣化防止のために、透明なビニールで覆ったり、アクリル板やガラスの引き戸を設置したりなどの工夫をいただいているところであり、掲示板の改修については、市からも一部補助金制度により支援をさせていただいているところです。</p> <p>掲示板の材質につきましては、屋外に設置することや、破損及びそれに伴うけがにも配慮する必要があることから、耐候性等を考慮して耐水ペニヤ板に樹脂シートを張り付けているため、硬い材質となっております。掲示面の構造や材質の改善につきましては、地元自治会や区等のご意見をいただきながら、予算面等も含めて調査してまいります。</p>	総務部長	⑥その他	文書回答のとおりです

R2 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	要望事項	要望事項（文書回答）の回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
3	亀岡地区 東部自治会	住宅開発等及び道路関連施設整備に伴う地元への適切な周知、調整等の指導	<p>亀岡市におきましては、平成29年4月1日から京都府より開発許可制度に係る事務委任を受け、亀岡市宅地開発等に関する条例（以下「条例」という。）などを制定し、運用を開始しているところです。</p> <p>開発行為における地元住民への周知につきましては、条例第3条（適用範囲）に規定する開発行為や建築行為を行う場合、申請者に対し条例第12条（周辺住民の意見の尊重）に基づき、事業内容及び工事内容について、地元自治会や周辺住民の方に対し、説明会等によりあらかじめ必要な調整を図るよう指導を行っています。</p> <p>今後におきましても、引き続き条例に基づき、適切に指導を行ってまいります。</p> <p>道路占用申請等に伴う民間工事につきましては、関係する自治会等に事前に案内を行うよう指導をしているところですが、今後につきましては、より一層ゆとりを持った工事計画及び地元案内を行うよう指導を強化いたします。</p> <p>【参考】</p> <p>※条例第3条に規定する開発行為や建築行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号：市街化区域における500㎡以上、都市計画区域外における1ha以上、市街化調整区域における開発行為。（自己居住用の住宅を除く） ・2号：計画戸数2戸以上の集合住宅を目的とする建築行為。 ・3号：都市計画区域外における500㎡以上1ha未満の開発行為。（自己居住用の住宅を除く） <p>・開発行為：都市計画法第4条12項に定める開発行為。 ・建築行為：建築基準法第2条13号に定める建築行為。</p>	まちづくり推進部事業担当部長	②実施予定	文書回答のとおりです。

R2 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	要望事項	要望事項（文書回答）の回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
4	亀岡地区 東部自治会	交通安全施設の整備及び市道の道路舗装等の要望に対する今後の取組について	<p>道路維持修繕工事の要望については、市内各所から数多くの要望をいただいております、車両や歩行者の通行に危険があるところや、自治会からの優先順位が高い所より順次実施しております。</p> <p>要望書については、各自治会から提出頂いており、毎年、新規要望箇所及び未整備の要望箇所について、年度ごとに優先順位をつけて頂き提出をお願いしております。東部自治会におきましても、現在、一覧表で新規及び継続の区別をしていただいております、今後についても、未整備の要望については、一覧表のみに「継続」と記載頂き、毎年度、新規要望も含め自治会と調整させていただき、整備方法及び整備時期等の検討をおこなっていきたく考えております。</p>	まちづくり推進部長	⑥その他	文書回答のとおりです。
5	亀岡地区 東部自治会	交通安全施設の整備及び市道の道路舗装等の要望に対する今後の取組について	<p>京都府が実施しています「府民協働型インフラ保全事業」においては、府管理施設（河川・道路等）に係る安心・安全対策及び老朽化や劣化に関しての地元からの提案要望について審査し、実施の判断がなされています。また、信号機や横断歩道などの交通安全施設に関する要望等については、亀岡警察署が窓口となり審査等が行われております。</p> <p>この審査の結果については、提案者へ郵送またはメールにてお知らせした後、京都府ホームページにおいて結果及び進捗状況を公表されているところです。</p> <p>審査結果におきまして、採択あるいは保留（経過観察）の決定があったものについては、基本的に実施する方向であるため再度の提案要望は必要ありません。一方、不採択の決定があったものにつきましては、公共性がないことや事業規模など、一定の採択基準を満たさなかったものと考えられますことから、基本的に再要望については困難であると考えます。ただし、不採択の決定以後に、要望箇所付近にて道路改良などの公共事業や民間宅地開発などが実施され周辺状況の変化や採択要件の見直しがあった場合については、改めて提案要望していただくことが可能であると考えます。</p> <p>つきましては、亀岡市としましても今後このような情報提供などにつきましても、積極的に行ってまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。</p>	まちづくり推進部長	⑥その他	文書回答のとおりです。

R2 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	要望事項	要望事項（文書回答）の回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
6	亀岡地区 東部自治会	公衆街路灯のLED化に伴う電気料金 等女性の継続的な支援について	現在、公衆街路灯のLED化に伴う灯具交換費用の 助成及び電気料金の助成、また新規の公衆街路灯設 置につきまして取り組みを進めております。 これらの支援事業につきましては、今後も継続してい く方向で考えております。	まちづくり推 進部長	⑥その他	文書回答のとおりです。